宮城県のうち白石市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が二十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が四十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量五十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち名取市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち名取市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が三キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が二十キロリットル以上 五　容量二十キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち登米市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち登米市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十四キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十四キロリットル以上

に、を、に、を、に、

		四　灯油のタンクの容量が九・六キロリットル以上 五　容量九・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち栗原市	同時に給油することができる自動車の数が四以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が十六キロリットル以上 四　容量十・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち栗原市	同時に給油することができる自動車の数が六以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が八キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が二十キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が二十キロリットル以上 四　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち大崎市	同時に給油することができる自動車の数が三以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が九・六キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量十二・五キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること
宮城県のうち大崎市	同時に給油することができる自動車の数が二以上	一　揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第二十条に規定する標準揮発油一号のタンクの容量が十キロリットル以上 二　同条に規定する標準揮発油二号のタンクの容量が十三キロリットル以上 三　軽油のタンクの容量が七キロリットル以上 四　灯油のタンクの容量が十五キロリットル以上 五　容量八・一キロボルトアンペア以上の自家発電機を有していること

を、に、を、に、